

菊川市公衆無線LAN利用規約

(目的)

第1条 この規約は、菊川市（以下「本市」という。）が提供する、市施設への来訪者に対する無線LAN対応機器（以下「端末」という。）を用いたインターネット接続サービス（以下「サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用施設)

第2条 端末を用いてインターネットに接続しようとする者（以下、「利用者」という。）は、別表に規定する施設において、公衆無線LAN環境を利用することができる。

(利用料金)

第3条 サービスの利用料金は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担する。

(接続可能時間)

第4条 接続可能時間は、サービスを提供する施設が定める。ただし、本市が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(接続条件)

第5条 本市は、サービスの適切な利用を図るため、特定のサイトへの接続を制限するフィルタリングを行う等の接続制限を行うことができる。

(利用条件)

第6条 利用者は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(利用者の資格)

第7条 利用者は、個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、本市が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用履歴の取得)

第8条 本市は、次に掲げる目的のため、利用履歴を取得することができる。

- (1) サービスの利用状況を調査する場合
- (2) サービス内容の見直し又は改善等を図るために、統計データとして利用する場合
- (3) その他本市が特に必要があると認める場合

(利用の停止)

第9条 利用者が次に掲げる事項に該当する場合は、直ちに当該利用者の利用を停止する。

- (1) 次条に規定する禁止事項に該当する場合
- (2) その他利用者として不適切であると本市が判断した場合

(禁止事項)

第10条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本市又は第三者に損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (2) 本市又は第三者の財産、名誉、プライバシー等を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (3) 公序良俗に反する行為及び公序良俗に反するおそれのある行為
- (4) 誹謗中傷行為
- (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為

- (6) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (7) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを作成、使用又は提供する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (10) ファイル共有ソフトの使用
- (11) 著しい大量データの送信
- (12) その他法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は本市が不適切であると判断する行為
(利用の中止)

第11条 本市は、次に掲げる事項に該当する場合は、サービスの利用を中止することができる。

- (1) サービスの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 地震、火災、洪水、停電その他の非常事態等が発生し、通常サービスの運用ができなくなった場合
- (3) サービスの提供に係る設備やネットワークの損害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他本市がサービスの提供を中止すべきと判断した場合
(免責)

第12条 本市は、サービス内容及び利用者がサービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わない。

- 2 本市は、第10条に該当する利用者の行為によって本市、利用者又は第三者に損害が生じた場合は、利用者が全ての法的責任を負うものとし、一切の責任を負わない。
- 3 本市は、第11条に規定するサービスの利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- 4 本市は、次に掲げる利用者の損害について、一切の責任を負わない。
 - (1) 利用者の端末のウイルス感染等による被害、データの破損及び漏えいによる損害
 - (2) その他サービスに関連して発生した利用者の損害
- 5 本市は、利用者が所有する端末の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等によって、サービスを利用できない場合があっても、一切の責任を負わない。
- 6 本市は、利用者がサービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、一切の責任を負わない。

(規約の変更)

第13条 本市は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができる。

附 則

この規約は、平成29年11月6日より施行する。

別表（第2条関係）

施設名称等	所在地
菊川市役所	菊川市堀之内61番地
菊川市役所小笠支所	菊川市下平川6225番地
菊川市中央公民館	菊川市下平川6225番地
菊川市総合保健福祉センター	菊川市半済1865番地